

権利化業務以外の 知財業務が進まない！



著作権法など周辺法の知識も
業務で必要になることがあるが、
それらの知識が十分でない。

知財部の新入社員や、
営業部等の他部署の社員に対して
知財の基本を教育したいが、時間が取れない。
また物的・人的リソースも不足している。

弊所ではこのようなサービスを提供しています

周辺法に関するご相談対応

著作権法、不正競争防止法などの周辺法についても、外部での講師経験を持つ弊所所長（弁護士・弁理士）が経験豊富な弊所弁理士と共同で、各種ご相談に対応しております。

知財教育のご支援

知財四法や周辺法に関する社内教育について、様々な形でご支援いたします。
弊所への御来所又は貴社への出張にて、弊所作成のテキストや貴社の案件を通じた指導を行うなど、様々な形式にて対応いたします。
また、教育用資料の作成のみにも対応いたします。
資料形式は、パワーポイントの作成や、A4の1枚サイズにまとめたリーフレット作成など、ご要望に沿った対応が可能です。



特許業務法人
樹之下 知的財産事務所

ホームページ <http://www.kinoshita-pat.co.jp>

e-mail: info@kinoshita-pat.co.jp

167-0051 東京都杉並区荻窪5-26-13 Daiwa荻窪ビル3F

TEL 03-3393-7800

FAX 03-3393-7808

Webで検索！

樹之下

